

はじめに

「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月 閣議決定）では、愛知目標^{注 1)}の達成に向けたわが国の国別目標を設定しており、外来種対策の具体的な施策のひとつとして、河川における外来種の急速な分布拡大を踏まえた外来種対策の推進、外来植生等に関する調査研究及び効果的な対策の検討を行うとしています。

このような動向の中、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課により、これまでに河川で実施されてきた外来植物対策の実例をもとに、望ましい外来植物の順応的管理手法をとりまとめ、行政・市民・研究者などが各河川の現場で対策を行う際の実践的な手引きとして、「河川における外来植物対策の手引き」¹⁾（平成 25 年 12 月）が刊行されました。

その後、愛知目標を踏まえ、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すための行動計画として策定された「外来種被害防止行動計画」（平成 27 年 3 月 26 日 環境省 農林水産省 国土交通省 策定）においては、外来種対策として蔓延防止のために侵入初期段階を重視しています。

この計画で示されたように、外来植物対策では、未定着、定着初期、分布拡大期、まん延期等定着段階に応じた対策が必要であり、分布拡大を抑制するためには、定着初期段階における対策が重要となります。そのためには、地上の植生状況のみならず、種子供給源及び発芽可能な埋土種子集団である土壌シードバンクにおける外来植物の存在を把握することが重要と考えられます。

国土技術政策総合研究所では、平成 26～28 年度にかけて、外来植物の河川空間における土壌シードバンクの分布特性及び発芽特性を把握することを目的に全国 6 河川における外来植物の植生及び埋土種子調査を実施しました。²⁾ また、全国の国土交通省地方整備局及び北海道開発局の河川事務所における外来植物防除^{注 2)}の現状を把握し、より効果的な対策に役立てることを目的に、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課の協力のもと、外来植物防除に関するアンケート調査を平成 27 年 8 月に実施しました。^{注 3)}

本解説書（案）は、それらの結果や文献調査等をもとにした検討結果を踏まえて、河川管理者を対象とした外来植物防除対策を解説したものです。

河川における外来植物対策については、上述のとおり既に「河川における外来植物対策の手引き」が刊行されていますが、手引きの参考となる技術的知見を解説する資料としてご活用いただきたいと思えます。

注 1) 「愛知目標は、戦略計画 2011-2020 で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標です。戦略計画 2011-2020 は、生物多様性条約の 3 つの目的、(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するため、COP10 で採択された 2011～2020 年の新たな世界目標です。」（引用：環境省ホームページ³⁾）

注 2) 本解説書（案）では、手引きで行っている外来生物法による特定外来生物の防除等の措置を示す「防除」（国土交通大臣が防除の主務大臣等になっている植物）と「除去」（国土交通大臣が防除の主務大臣等になっていない植物）の区別は行っており、一般的用語として、広義の意味で防除の用語を用いている。

注 3) アンケート調査結果は、国土技術政策総合研究所資料 No.972「河川管理における外来植物防除に関するアンケート調査（平成 29 年 5 月）」⁴⁾として公表している。

平成 30 年 2 月

国土交通省 国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
緑化生態研究室 室長 舟久保 敏